

株券等の公開買付けに関するQ & A

1. このQ & Aにおける回答は、あくまでも、法令に関する現時点での一般的な解釈を示すものであり、個別事案に対する法令適用の有無を回答するものではありません。個別事案に対する法令適用の有無は、当該事案における事実関係を前提にし、事案ごとに、法令の趣旨を踏まえて実質的に判断されるものであることに留意する必要があります。また、異なる前提条件（投資者保護の観点から慎重な検討が必要であると考えられる新たな取引手法等を含みます。）が存在する場合や関係法令が変更される場合などには、考え方が異なることもあることに留意する必要があります。
2. このQ & Aにおける回答は、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。また、将来における金融庁の解釈を保証するものではありません。
3. このQ & Aにおいて取り上げた項目に限らず、一般論として、法令の解釈・適用にあたっては、当該法令の趣旨を踏まえた実質的な解釈・適用がなされるべきであると考えられます。

変更後	変更前
<p>（問1）法第24条第1項ただし書の規定により有価証券報告書の提出を要しない発行者の株券等の買付け等について公開買付けを行う必要がありますか（法第27条の2第1項関係）。</p> <p>（答） 法第24条第1項ただし書の規定により有価証券報告書の提出を要しない発行者の株券等の買付け等については、公開買付けによる必要はないと考えられます。</p>	<p>（問1）法第24条第1項ただし書の規定により有価証券報告書の提出を要しない発行者の株券等の買付け等について公開買付けを行う必要がありますか（法第27条の2第1項関係）。</p> <p>（答） 法第24条第1項ただし書の規定により有価証券報告書の提出を要しない発行者の株券等の買付け等については、公開買付けによる必要はないと考えられます。</p>

(注) 法第2条第33項に規定する特定上場有価証券又は令第2条の12の4第3項第2号に規定する特定店頭売買有価証券である株券等の発行者ではないことを前提とします。

ただし、一旦法第24条第1項ただし書の要件に該当し、有価証券報告書の提出を要しないこととなった場合であっても、再度、有価証券報告書の提出義務が生じている場合には、当該発行者の株券等の買付け等であって法第27条の2第1項各号に該当するものは、公開買付けによらなければならないため、当該買付け等の時点における提出義務の有無を慎重に確認する必要があります。

(問7) 公開買付けに係る株券等の買付け等について、公開買付者が、公開買付期間中に公正取引委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令の事前通知を受けた場合、公開買付けの撤回等を行うことができますか。裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合はどうですか(法第27条の11第1項関係)。

(答)

当該事前通知(独占禁止法第50条第1項参照)に係る排除措置命令(同法第17条の2第1項参照)の具体的な内容

(注) 法第2条第33項に規定する特定上場有価証券又は令第2条の12の2第3項第2号に規定する特定店頭売買有価証券である株券等の発行者ではないことを前提とします。

ただし、一旦法第24条第1項ただし書の要件に該当し、有価証券報告書の提出を要しないこととなった場合であっても、再度、有価証券報告書の提出義務が生じている場合には、当該発行者の株券等の買付け等であって法第27条の2第1項各号に該当するものは、公開買付けによらなければならないため、当該買付け等の時点における提出義務の有無を慎重に確認する必要があります。

(問7) 公開買付けに係る株券等の買付け等について、公開買付者が、公開買付期間中に公正取引委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令の事前通知を受けた場合、公開買付けの撤回等を行うことができますか。裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合はどうですか(法第27条の11第1項関係)。

(答)

当該事前通知(独占禁止法第49条第5項参照)に係る排除措置命令(同法第17条の2第1項参照)の具体的な内容

にもよりますが、例えば、株式の全部又は一部の処分や事業の一部の譲渡を命じるものである場合、通常、株券等の取得につき「許可等」（令第 14 条第 1 項第 4 号）を得られなかったものとして、公開買付けの撤回等を行うことができると考えられます。

また、同法第 10 条第 1 項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令（同法第 70 条の 4 第 1 項参照）の申立てを受けた場合も同様に、通常、公開買付けの撤回等を行うことができると考えられます。

（注）いずれの場合も、公開買付開始公告及び公開買付届出書において、上記のような事情が生じたときは公開買付けの撤回等をする旨の条件を付していることが必要となります。

（問 8）公開買付けに係る株券等の買付け等について、独占禁止法上の株式取得の事前届出を行った場合において、公開買付期間の末日の前日までに同法に基づく排除措置命令の事前通知を受ける可能性のある期間が終了しない場合、公開買付けの撤回等を行うことができますか（法第 27 条の 11 第 1 項関係）。

（答）

にもよりますが、例えば、株式の全部又は一部の処分や事業の一部の譲渡を命じるものである場合、通常、株券等の取得につき「許可等」（令第 14 条第 1 項第 4 号）を得られなかったものとして、公開買付けの撤回等を行うことができると考えられます

また、同法第 10 条第 1 項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令（同法第 70 条の 13 第 1 項参照）の申立てを受けた場合も同様に、通常、公開買付けの撤回等を行うことができると考えられます。

（注）いずれの場合も、公開買付開始公告及び公開買付届出書において、上記のような事情が生じたときは公開買付けの撤回等をする旨の条件を付していることが必要となります。

（問 8）公開買付けに係る株券等の買付け等について、独占禁止法上の株式取得の事前届出を行った場合において、公開買付期間の末日の前日までに同法に基づく排除措置命令の事前通知を受ける可能性のある期間が終了しない場合、公開買付けの撤回等を行うことができますか（法第 27 条の 11 第 1 項関係）。

（答）

公開買付期間の末日の前日までに、独占禁止法に基づく排除措置命令の事前通知を受ける可能性のある期間（以下「措置期間」といいます。）が終了しない場合、通常、株券等の取得につき「許可等」（令第 14 条第 1 項第 4 号）を得られなかったものとして、公開買付けの撤回等を行うことができると考えられます。

（注）公開買付開始公告及び公開買付届出書において、上記のような事情が生じたときは公開買付けの撤回等を行うことができる旨の条件を付していることが必要となります。

ただし、公開買付けの開始時期及び株式取得の事前届出を行う時期の決定並びに公開買付期間の設定等において、公開買付期間の末日の前日までに待機期間（**独占禁止法**第 10 条第 8 項参照）が終了するようにする必要がありと考えられます。

（問 9）公開買付けに係る株券等の買付け等について、独占禁止法上の株式取得の事前届出が必要な場合、公開買付届出書の「株券等の取得に関する許可等」の欄にどのような記載をする必要がありますか。また、添付書類として、どのような書類を添付する必要がありますか（法第 27 条の 3 第 2 項関係）。

公開買付期間の末日の前日までに、独占禁止法に基づく排除措置命令の事前通知を受ける可能性のある期間（以下「措置期間」といいます。）が終了しない場合、通常、株券等の取得につき「許可等」（令第 14 条第 1 項第 4 号）を得られなかったものとして、公開買付けの撤回等を行うことができると考えられます。

（注）公開買付開始公告及び公開買付届出書において、上記のような事情が生じたときは公開買付けの撤回等を行うことができる旨の条件を付していることが必要となります。

ただし、公開買付けの開始時期及び株式取得の事前届出を行う時期の決定並びに公開買付期間の設定等において、公開買付期間の末日の前日までに待機期間（**同法**第 10 条第 8 項参照）が終了するようにする必要がありと考えられます。

（問 9）公開買付けに係る株券等の買付け等について、独占禁止法上の株式取得の事前届出が必要な場合、公開買付届出書の「株券等の取得に関する許可等」の欄にどのような記載をする必要がありますか。また、添付書類として、どのような書類を添付する必要がありますか（法第 27 条の 3 第 2 項関係）。

(答)

公正取引委員会から排除措置命令の事前通知を受けることなく措置期間が終了することが公開買付届出書の「株券等の取得に関する許可等」の欄における「許可等」(**令第14条第1項第4号**)に当たるものとして記載すべきであると考えられます。

具体的には、独占禁止法上の事前届出が必要である旨、事前届出を行った日又は行う予定の日及び待機期間が終了した日又は終了する予定の日に加え、公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を受けている場合にはその旨等を記載する必要があると考えられます。

(注) なお、「株券等の取得に関する許可等」の欄には、**(3)**において、原則として、許可等の「番号」を記載する必要がありますが、「番号」に相当するものがない場合には記載を要しないものと考えられます。

また、上記の意味での「許可等」を得ている場合には、「許可等があったことを知るに足る書面」(他社株府令第13条第1項第9号)として、公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を添付する必要があると考えられます。

(答)

公正取引委員会から排除措置命令の事前通知を受けることなく措置期間が終了することが公開買付届出書の「株券等の取得に関する許可等」の欄における「許可等」に当たるものとして記載すべきであると考えられます。

具体的には、独占禁止法上の事前届出が必要である旨、事前届出を行った日又は行う予定の日及び待機期間が終了した日又は終了する予定の日に加え、公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を受けている場合にはその旨等を記載する必要があると考えられます。

(注) なお、「株券等の取得に関する許可等」の欄には、**(3)**において、原則として、許可等の「番号」を記載する必要がありますが、「番号」に相当するものがない場合には記載を要しないものと考えられます。

また、上記の意味での「許可等」を得ている場合には、「許可等があったことを知るに足る書面」(他社株府令第13条第1項第9号)として、公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を添付する必要があると考えられます。

(問 10) 公開買付けに係る株券等の買付け等について、公開買付期間中に措置期間が終了した場合、公開買付届出書の訂正届出書を提出する必要がありますか(法第 27 条の 8 第 2 項関係)。

(答)

公開買付届出書の届出日までに許可等がない場合、後に許可等があった時点で訂正届出書を提出しなければなりません(他社株府令第二号様式記載上の注意(8))、公開買付者が、公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を受けており、その旨を「許可等」(**令第 14 条第 1 項第 4 号**)として公開買付届出書に記載している場合、公開買付期間中に待機期間が終了したことをもって公開買付届出書の訂正届出書を提出する必要はないと考えられます。

これに対し、公開買付者が、公開買付期間中に、公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を受けた場合、「許可等」があったものとして、公開買付届出書の訂正届出書を提出する必要があると考えられます。

この場合、当該訂正届出書において、公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を受けた旨等を記載す

(問 10) 公開買付けに係る株券等の買付け等について、公開買付期間中に措置期間が終了した場合、公開買付届出書の訂正届出書を提出する必要がありますか(法第 27 条の 8 第 2 項関係)。

(答)

公開買付届出書の届出日までに許可等がない場合、後に許可等があった時点で訂正届出書を提出しなければなりません(他社株府令第二号様式記載上の注意(8))、公開買付者が、公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を受けており、その旨を「許可等」として公開買付届出書に記載している場合、公開買付期間中に待機期間が終了したことをもって公開買付届出書の訂正届出書を提出する必要はないと考えられます。

これに対し、公開買付者が、公開買付期間中に、公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を受けた場合、「許可等」があったものとして、公開買付届出書の訂正届出書を提出する必要があると考えられます。

この場合、当該訂正届出書において、公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を受けた旨等を記載す

るとともに、「許可等があったことを知るに足る書面」（他社株府令第13条第1項第9号）として、公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を添付する必要があると考えられます。

なお、当該訂正届出書の提出後、公開買付期間中に待機期間が終了した場合、公開買付届出書の訂正届出書を提出する必要はないと考えられます。

他方、公開買付期間中に、公正取引委員会から排除措置命令の事前通知を受けることなく措置期間が終了した場合、「許可等」があったものとして、公開買付届出書の訂正届出書を提出する必要があると考えられます。

この場合、当該訂正届出書において、措置期間が終了した旨等を記載するとともに、「許可等があったことを知るに足る書面」として、公正取引委員会から排除措置命令の事前通知を受けることなく措置期間が終了したことを確認することができる書面を添付する必要があると考えられます。

（問12）会社法上の合併や株式交換等のいわゆる組織再編による株券等の取得について公開買付けを行う必要がありますか（法第27条の2第1項関係）。

るとともに、「許可等があったことを知るに足る書面」（他社株府令第13条第1項第9号）として、公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を添付する必要があると考えられます。

なお、当該訂正届出書の提出後、公開買付期間中に待機期間が終了した場合、公開買付届出書の訂正届出書を提出する必要はないと考えられます。

他方、公開買付期間中に、公正取引委員会から排除措置命令の事前通知を受けることなく措置期間が終了した場合、「許可等」があったものとして、公開買付届出書の訂正届出書を提出する必要があると考えられます。

この場合、当該訂正届出書において、措置期間が終了した旨等を記載するとともに、「許可等があったことを知るに足る書面」として、公正取引委員会から排除措置命令の事前通知を受けることなく措置期間が終了したことを確認することができる書面を添付する必要があると考えられます。

（問12）会社法上の合併や株式交換等のいわゆる組織再編による株券等の取得について公開買付けを行う必要がありますか（法第27条の2第1項関係）。

(答) ①当該組織再編 **(株式交付を除きます。以下この問において同じです。)** の当事会社が株券等を(承継)取得する場合、②当該組織再編の当事会社の株主等が当該組織再編の対価として株券等の交付を受ける場合のいずれについても、通常、「株券等の買付け等」には該当せず、公開買付けを行う必要はないと考えられます。

ただし、例えば、他の会社の株券等のみを対象とする吸収分割(いわゆる無対価分割を除きます。)のように、実質的には相対での株券等の譲受けの一形態に過ぎないと認められる場合には、この限りではないと考えられます。

(問 14) ~ (問 20) (略)

(問 21) いわゆる形式的基準による特別関係者から行う株券等の買付け等において、公開買付けを行う必要がないものとされる要件である「一年間継続」は、異なる種類の特別関係者である期間を通算することができますか(法第27条の2第1項関係)。

(答)

「一年間継続」(他社株府令第3条第1項)の要件は、異

(答) ①当該組織再編の当事会社が株券等を(承継)取得する場合、②当該組織再編の当事会社の株主等が当該組織再編の対価として株券等の交付を受ける場合のいずれについても、通常、「株券等の買付け等」には該当せず、公開買付けを行う必要はないと考えられます。

ただし、例えば、他の会社の株券等のみを対象とする吸収分割(いわゆる無対価分割を除きます。)のように、実質的には相対での株券等の譲受けの一形態に過ぎないと認められる場合には、この限りではないと考えられます。

(問 13) ~ (問 19) (略)

(問 20) いわゆる形式的基準による特別関係者から行う株券等の買付け等において、公開買付けを行う必要がないものとされる要件である「1年間継続」は、異なる種類の特別関係者である期間を通算することができますか(法第27条の2第1項関係)。

(答)

「1年間継続」(他社株府令第3条第1項)の要件は、異

なる類型の特別関係者である期間を通算することができる
と考えられます。

例えば、買付者の子会社であった者が、その後、買付者の
孫会社となった場合や、買付者の役員であった者が、その
後、買付者に対して特別資本関係を有する者となった場合、
子会社（役員）であった期間と孫会社（特別資本関係を有す
る者）であった期間が連続しており、当該期間が通算して
1年間継続している場合には、「一年間継続」の要件に該当
するものと考えられます。

なお、関係法人等（令第6条の2第1項第6号）から行う
特定買付け等において、公開買付けを行う必要がないもの
とされる要件である「一年間継続」（他社株府令第2条の4
第2項）についても同様であると考えられます。

（問 22）～（問 30） （略）

（問 31）株券等所有割合の計算において、①対象者が所有
する自己株式や②いわゆる相互保有により議決権のない株
式はどのように取り扱われますか（法第27条の2第8項関
係）。

なる類型の特別関係者である期間を通算することができる
と考えられます。

例えば、買付者の子会社であった者が、その後、買付者の
孫会社となった場合や、買付者の役員であった者が、その
後、買付者に対して特別資本関係を有する者となった場合、
子会社（役員）であった期間と孫会社（特別資本関係を有す
る者）であった期間が連続しており、当該期間が通算して
1年間継続している場合には、「1年間継続」の要件に該当
するものと考えられます。

なお、関係法人等（令第6条の2第1項第6号）から行う
特定買付け等において、公開買付けを行う必要がないもの
とされる要件である「1年間継続」（他社株府令第2条の4
第2項）についても同様であると考えられます。

（問 21）～（問 29） （略）

（問 30）株券等所有割合の計算において、①対象者が所有
する自己株式や②いわゆる相互保有により議決権のない株
式はどのように取り扱われますか（法第27条の2第8項関
係）。

(答)

株券等所有割合は、基本的に以下の式により計算されます
(法第 27 条の 2 第 8 項、他社株府令第 6 条)。

株券等所有割合＝

$$\frac{\text{買付者及び特別関係者の所有株券等に係る議決権の数}}{\text{総株主等の議決権の数} + \text{買付者及び特別関係者が所有する} \\ \text{潜在株券等に係る議決権の数}}$$

この式において、

- ① 対象者が所有する自己株式は分母・分子ともに議決権の数に含めません。
- ② これに対し、いわゆる相互保有により議決権のない株式(会社法第 308 条第 1 項、[会社法施行規則第 67 条第 1 項](#)参照)は分母・分子ともに議決権の数に含めません。

なお、分母の「買付者及び特別関係者が所有する潜在株式に係る議決権の数」は、買付者又は特別関係者が複数いる場合、すべての買付者及びすべての特別関係者が所有する潜在株券等に係る議決権の数であると考えられます。

(答)

株券等所有割合は、基本的に以下の式により計算されます
(法第 27 条の 2 第 8 項、他社株府令第 6 条)。

株券等所有割合＝

$$\frac{\text{買付者及び特別関係者の所有株券等に係る議決権の数}}{\text{総株主等の議決権の数} + \text{買付者及び特別関係者が所有する} \\ \text{潜在株式に係る議決権の数}}$$

この式において、

- ① 対象者が所有する自己株式は分母・分子ともに議決権の数に含めません。
- ② これに対し、いわゆる相互保有により議決権のない株式(会社法第 308 条第 1 項参照)は分母・分子ともに議決権の数に含めません。

なお、分母の「買付者及び特別関係者が所有する潜在株式に係る議決権の数」は、買付者又は特別関係者が複数いる場合、すべての買付者及びすべての特別関係者が所有する潜在株式に係る議決権の数であると考えられます。

<p>(問 <u>32</u>) ~ (問 <u>35</u>) (略)</p>	<p>(問 <u>31</u>) ~ (問 <u>34</u>) (略)</p>
<p>(問 <u>36</u>) 対象者の業務執行を決定する機関が剰余金の配当を行うことについての決定をしたことを公開買付けの撤回事由とすることができますか(法第27条の11第1項関係)。 (答) 当該決定が公開買付けの目的の達成に重大な支障となる事情である場合、令第14条第1項第1号<u>ホ</u>の「イから<u>ツ</u>までに掲げる事項に準ずる事項」として、公開買付けの撤回事由とすることができますと考えられます。 (注) 公開買付開始公告を行った日以後に公表されたものである場合に限られます。</p> <p>この点、同号に掲げるものであっても軽微なものは除かれる(同項ただし書)ことに鑑み、当該決定に係る剰余金の配当の額が最近事業年度の末日における純資産の帳簿価額に比べ少額(例えば、10%に相当する額未満)である場合や対象者が既に公表している配当予想の額との差異が小さい場合については、撤回事由とすることはできないと考えられます。</p>	<p>(問 <u>35</u>) 対象者の業務執行を決定する機関が剰余金の配当を行うことについての決定をしたことを公開買付けの撤回事由とすることができますか(法第27条の11第1項関係)。 (答) 当該決定が公開買付けの目的の達成に重大な支障となる事情である場合、令第14条第1項第1号<u>ツ</u>の「イから<u>ソ</u>までに掲げる事項に準ずる事項」として、公開買付けの撤回事由とすることができますと考えられます。 (注) 公開買付開始公告を行った日以後に公表されたものである場合に限られます。</p> <p>この点、同号に掲げるものであっても軽微なものは除かれる(同項ただし書)ことに鑑み、当該決定に係る剰余金の配当の額が最近事業年度の末日における純資産の帳簿価額に比べ少額(例えば、10%に相当する額未満)である場合や対象者が既に公表している配当予想の額との差異が小さい場合については、撤回事由とすることはできないと考えられます。</p>
<p>(問 <u>37</u>) 公開買付けに要する資金について、公開買付けの</p>	<p>(問 <u>36</u>) 公開買付けに要する資金について、公開買付けの</p>

開始後に第三者から貸付けを受ける場合において、当該貸付けを受けることができないことを公開買付けの撤回事由とすることができますか（法第 27 条の 11 第 1 項関係）。

（答）

貸付けを受けることができないこと自体を撤回事由とすることはできないと考えられます。

なお、貸付けを受けることができない原因となる事実が、令第 14 条に規定する事由（例えば、同条第 1 項第 1 号 **ホ** に規定する「イから **ツ** までに掲げる事項に準ずる事項」又は同項第 3 号又 に規定する「イからりまでに掲げる事実 に準ずる事実」）に該当する場合には、当該事由を撤回事由とすることが考えられます。例えば、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、②公開買付開始公告を行った日以後に発生した事情により対象者の事業上重要な契約が終了した場合、③対象者の重要な子会社に同号イからりまでに掲げる事実が発生した場合などは、通常、同号に規定する「イからりまでに掲げる事実 に準ずる事実」に該当すると考えられます。

開始後に第三者から貸付けを受ける場合において、当該貸付けを受けることができないことを公開買付けの撤回事由とすることができますか（法第 27 条の 11 第 1 項関係）。

（答）

貸付けを受けることができないこと自体を撤回事由とすることはできないと考えられます。

なお、貸付けを受けることができない原因となる事実が、令第 14 条に規定する事由（例えば、同条第 1 項第 1 号 **ツ** に規定する「イから **ソ** までに掲げる事項に準ずる事項」又は同項第 3 号又 に規定する「イからりまでに掲げる事実 に準ずる事実」）に該当する場合には、当該事由を撤回事由とすることが考えられます。例えば、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、②公開買付開始公告を行った日以後に発生した事情により対象者の事業上重要な契約が終了した場合、③対象者の重要な子会社に同号イからりまでに掲げる事実が発生した場合などは、通常、同号に規定する「イからりまでに掲げる事実 に準ずる事実」に該当すると考えられます。

(問 38) ~ (問 41) (略)

(問 42) 公開買付期間中に対象者又は公開買付者が有価証券報告書を提出した場合、公開買付者は、公開買付届出書の訂正届出書の提出、訂正した公開買付説明書の交付を行う必要がありますか（法第 27 条の 8 第 2 項、第 27 条の 9 第 3 項関係）。

(答)

公開買付届出書の記載事項のうち、「公開買付者の状況」の「会社の概要」「経理の状況」欄や「対象者の状況」の「最近 3 年間の損益状況等」「株主の状況」欄（他社株府令第 2 号様式）については、当該者が継続開示会社である場合には、当該者が有価証券報告書等を提出した旨（公開買付期間中に提出される有価証券報告書等の提出予定時期が記載できる場合には当該提出予定時期等）を記載事項とし、有価証券報告書等の該当箇所を記載した書面を添付することを可としています。

この場合でも、公開買付期間中に対象者又は公開買付者が有価証券報告書を提出したときには、添付書類の内容が変更され、また、公開買付届出書の当該欄を直接記載した場合でも当該欄の内容が大幅に変更されるため、公開買付届出書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したとし

(問 37) ~ (問 40) (略)

(問 41) 公開買付期間中に対象者又は公開買付者が有価証券報告書を提出した場合、公開買付者は、公開買付届出書の訂正届出書の提出、訂正した公開買付説明書の交付を行う必要がありますか（法第 27 条の 8 第 2 項、第 27 条の 9 第 3 項関係）。

(答)

公開買付届出書の記載事項のうち、「公開買付者の状況」の「会社の概要」「経理の状況」欄や「対象者の状況」の「最近 3 年間の損益状況等」「株主の状況」欄については、当該者が継続開示会社である場合には、当該者が有価証券報告書等を提出した旨（公開買付期間中に提出される有価証券報告書等の提出予定時期が記載できる場合には当該提出予定時期等）を記載事項とし、有価証券報告書等の該当箇所を記載した書面を添付することを可としています。

この場合でも、公開買付期間中に対象者又は公開買付者が有価証券報告書を提出したときには、添付書類の内容が変更され、また、公開買付届出書の当該欄を直接記載した場合でも当該欄の内容が大幅に変更されるため、公開買付届出書に記載すべき事項に関し重要な事実が発生したとして、訂正届出書を提出する必要があるものと考えられます

て、訂正届出書を提出する必要があるものと考えられます（他社株府令第 21 条第 3 項第 2 号）。

これに対して、公開買付説明書については、公開買付者又は対象者が継続開示会社であり、公開買付届出書において有価証券報告書等を提出した旨を記載（有価証券報告書等の該当箇所を記載した書面を添付）し、公開買付期間中に有価証券報告書が提出される予定である旨及び提出予定時期の記載がなされている場合には、記載事項の内容に実質的な変更が生じないこととなると考えられるため、公開買付説明書を訂正し、また、既に公開買付説明書を交付している者に対し、訂正した公開買付説明書を交付する必要まではないものと考えられます。

（他社株府令第 21 条第 3 項第 2 号）。

これに対して、公開買付説明書については、公開買付者又は対象者が継続開示会社であり、公開買付届出書において有価証券報告書等を提出した旨を記載（有価証券報告書等の該当箇所を記載した書面を添付）し、公開買付期間中に有価証券報告書が提出される予定である旨及び提出予定時期の記載がなされている場合には、記載事項の内容に実質的な変更が生じないこととなると考えられるため、公開買付説明書を訂正し、また、既に公開買付説明書を交付している者に対し、訂正した公開買付説明書を交付する必要まではないものと考えられます。

（問 43）有価証券をもって対価とする公開買付けにおいて、決済に要する有価証券のため、公開買付けの開始後に株式の発行又は自己株式の処分を行う場合、公開買付届出書の添付書類である「有価証券等…の存在を示すに足る書面」としてどのような書面を添付する必要がありますか（法第 27 条の 3 第 2 項関係）。

（答）

「有価証券等…の存在を示すに足る書面」（他社株府令第 13 条第 1 項第 7 号）は、決済に要する有価証券等の調達

（問 42）有価証券をもって対価とする公開買付けにおいて、決済に要する有価証券のため、公開買付けの開始後に株式の発行又は自己株式の処分を行う場合、公開買付届出書の添付書類である「有価証券等…の存在を示すに足る書面」としてどのような書面を添付する必要がありますか（法第 27 条の 3 第 2 項関係）。

（答）

「有価証券等…の存在を示すに足る書面」（他社株府令第 13 条第 1 項第 7 号）は、決済に要する有価証券等の調達

が可能であることを相当程度の確度をもって裏付けるものでなくてはならないと考えられます。

決済に要する有価証券のため、公開買付けの開始後に株式の発行又は自己株式の処分を行う場合、株式の発行又は自己株式の処分について株主総会の決議が必要であるときは、株主総会の決議がなされていれば、決済に要する有価証券等の調達が可能であることが相当程度の確度をもって裏付けられていると考えられます。

このため、株式の発行又は自己株式の処分について株主総会の決議が必要であるときは、「有価証券等…の存在を示すに足る書面」として、通常、株主総会議事録の写し（株式の発行又は自己株式の処分に係る決議事項を内容とする部分に限ります。）を添付する必要があると考えられます。

これに対し、株式の発行又は自己株式の処分について株主総会の決議が不要であるときは、通常、取締役会議事録の写し（株式の発行又は自己株式の処分に係る決議事項を内容とする部分に限ります。）のほか、株主総会が不要であることを確認することができる書面を添付することで足りると考えられます。

（注）例えば、産業競争力強化法（以下「産競法」）といま

が可能であることを相当程度の確度をもって裏付けるものでなくてはならないと考えられます。

決済に要する有価証券のため、公開買付けの開始後に株式の発行又は自己株式の処分を行う場合、株式の発行又は自己株式の処分について株主総会の決議が必要であるときは、株主総会の決議がなされていれば、決済に要する有価証券等の調達が可能であることが相当程度の確度をもって裏付けられていると考えられます。

このため、株式の発行又は自己株式の処分について株主総会の決議が必要であるときは、「有価証券等…の存在を示すに足る書面」として、通常、株主総会議事録の写し（株式の発行又は自己株式の処分に係る決議事項を内容とする部分に限ります。）を添付する必要があると考えられます。

これに対し、株式の発行又は自己株式の処分について株主総会の決議が不要であるときは、通常、取締役会議事録の写し（株式の発行又は自己株式の処分に係る決議事項を内容とする部分に限ります。）のほか、株主総会が不要であることを確認することができる書面を添付することで足りると考えられます。

（注）例えば、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する

す。)第 32 条第 1 項の規定による株式の発行又は自己株式の処分の場合、株主総会が不要であることを確認することができる書面として、通常、①産競法第 32 条第 3 項の規定により読み替えて準用する会社法第 796 条第 2 項に基づく一定規模以下の株式の発行又は自己株式の処分であり、かつ、②産競法第 32 条第 3 項の規定により読み替えて準用する会社法第 796 条第 4 項に基づき、一定の数の株式を有する株主から当該株式の発行又は自己株式の処分に反対する旨の通知を受けていないことを証する旨の公開買付者代表者名義の書面を添付する必要があると考えられます。また、会社法第 816 条の 4 第 1 項の規定により株式交付計画の株主総会の承認を要しない場合、株主総会が不要であることを確認することができる書面として、通常、①会社法第 816 条の 4 第 1 項に基づく一定規模以下の株式交付であり、かつ、②会社法第 816 条の 4 第 2 項に基づき、一定の数の株式を有する株主から当該株式交付に反対する旨の通知を受けていないことを証する旨の公開買付者代表者名義の書面を添付する必要があると考えられます。

(問 45) 産競法第 32 条第 1 項の規定による有価証券をもって対価とする公開買付けにおいて、公開買付者は、買付け等の対価として端数株式を交付する場合、端数株式の交付後に端数処理による金銭の交付を行うこととなりますが

る特別措置法（以下「産活法」といいます。）第 21 条の 2 第 1 項の規定による株式の発行又は自己株式の処分の場合、株主総会が不要であることを確認することができる書面として、通常、①産活法第 21 条の 2 第 3 項の規定により読み替えて準用する会社法第 796 条第 3 項に基づく一定規模以下の株式の発行又は自己株式の処分であり、かつ、②産活法第 21 条の 2 第 3 項の規定により読み替えて準用する会社法第 796 条第 4 項に基づき、一定の数の株式を有する株主から当該株式の発行又は自己株式の処分に反対する旨の通知を受けていないことを証する旨の公開買付者代表者名義の書面を添付する必要があると考えられます。

(問 44) 産活法第 21 条の 2 第 1 項の規定による有価証券をもって対価とする公開買付けにおいて、公開買付者は、買付け等の対価として端数株式を交付する場合、端数株式の交付後に端数処理による金銭の交付を行うこととなりま

(産競法第 32 条第 3 項の規定により読み替えて準用する会社法第 234 条第 1 項)、この場合、端数株式の交付を「遅滞なく」行えば足りるかどうか、それとも端数処理による金銭の交付まで「遅滞なく」行う必要がありますか(法第 27 条の 2 第 5 項関係)。

(答)

買付け等に係る受渡しその他の決済は、買付け等の期間が終了した後、遅滞なく行うこととされておりますが(法第 27 条の 2 第 5 項、令第 8 条第 5 項第 2 号)、有価証券をもって買付け等の対価とする場合、買付け等の対価はあくまで有価証券であるため、端数株式の交付が「買付け等に係る受渡しその他の決済」に該当するものと考えられます。

このため、公開買付者は、端数株式の交付を「遅滞なく」行えば足りると考えられます。

会社法上の株式交付による有価証券をもって対価とする公開買付けにおいて、公開買付者が、買付け等の対価として端数株式を交付する場合(会社法第 234 条第 1 項)も、同様です。

(注) これに対し、公開買付者が、買付け等の対価として端数株式を交付するのではなく、「交換に係る差金」(法第 27 条の 2 第 3 項、令第 8 条第 2 項)として端数株

すが(産活法第 21 条の 2 第 3 項の規定により読み替えて準用する会社法第 234 条)、この場合、端数株式の交付を「遅滞なく」行えば足りるかどうか、それとも端数処理による金銭の交付まで「遅滞なく」行う必要がありますか(法第 27 条の 2 第 5 項関係)。

(答)

買付け等に係る受渡しその他の決済は、買付け等の期間が終了した後、遅滞なく行うこととされておりますが(法第 27 条の 2 第 5 項、令第 8 条第 5 項第 2 号)、有価証券をもって買付け等の対価とする場合、買付け等の対価はあくまで有価証券であるため、端数株式の交付が「買付け等に係る受渡しその他の決済」に該当するものと考えられます。

このため、公開買付者は、端数株式の交付を「遅滞なく」行えば足りると考えられます。

(注) これに対し、公開買付者が、買付け等の対価として端数株式を交付するのではなく、「交換に係る差金」(法第 27 条の 2 第 3 項、令第 8 条第 2 項)として端数株

<p>式の代わりに金銭を交付する場合、買付け等の対価はあくまで金銭であるため、金銭の交付が「買付け等に係る受渡しその他の決済」に該当するものと考えられます。このため、公開買付者は、金銭の交付を「遅滞なく」行う必要があると考えられます。</p>	<p>式の代わりに金銭を交付する場合、買付け等の対価はあくまで金銭であるため、金銭の交付が「買付け等に係る受渡しその他の決済」に該当するものと考えられます。このため、公開買付者は、金銭の交付を「遅滞なく」行う必要があると考えられます。</p>
<p>(問 46) いわゆる形式的基準による特別関係者を相手方として、立会外取引を利用した株券等の買付け等（いわゆるクロス取引、相手方指定取引等）を行う場合、公開買付けを行う必要がありますか（法第 27 条の 2 第 1 項関係）。</p> <p>(答)</p> <p>立会外取引を利用した株券等の買付け等であっても、当該買付け等の相手方が、いわゆる形式的基準による特別関係者（法第 27 条の 2 第 7 項第 1 号の特別関係者）であると特定することができる場合には、公開買付けを行う必要はないと考えられます。</p>	<p>(問 45) いわゆる形式的基準による特別関係者を相手方として、立会外取引を利用した株券等の買付け等（いわゆるクロス取引、相手方指定取引等）を行う場合、公開買付けを行う必要がありますか（法 27 条の 2 第 1 項関係）。</p> <p>(答)</p> <p>立会外取引を利用した株券等の買付け等であっても、当該買付け等の相手方が、いわゆる形式的基準による特別関係者（法 27 条の 2 第 1 項ただし書の特別関係者）であると特定することができる場合には、公開買付けを行う必要はないと考えられます。</p>
<p>(問 47) 公開買付開始公告の「公開買付けの目的」にはどのような事項を記載する必要がありますか（法第 27 条の 3 第 1 項関係）。</p> <p>(答)</p>	<p>(問 46) 公開買付開始公告の「公開買付けの目的」にはどのような事項を記載する必要がありますか（法第 27 条の 3 第 1 項関係）。</p> <p>(答)</p>

公開買付届出書の「買付け等の目的」の欄と必ずしも同一の記載をする必要はなく、公開買付けの目的の概要を記載すれば足りるものと考えられます。「公開買付けの目的」として、例えば、完全子会社化する取引の一環として公開買付けを実施する場合には、「公開買付者は、対象者の株式のすべてを取得し、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的としています。」などと記載し、連結子会社化するため公開買付けを実施する場合には、「公開買付者は、対象者の株式を取得し、対象者を連結子会社とすることを目的としています。」などと記載することが考えられます。

(問 48) (略)

公開買付届出書の「買付け等の目的」の欄と必ずしも同一の記載をする必要はなく、公開買付けの目的の概要を記載すれば足りるものと考えられます。「公開買付けの目的」として、例えば、完全子会社化する取引の一環として公開買付けを実施する場合には、「公開買付者は、対象者の株式の全てを取得し、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的としています。」などと記載し、連結子会社化するため公開買付けを実施する場合には、「公開買付者は、対象者の株式を取得し、対象者を連結子会社とすることを目的としています。」などと記載することが考えられます。

(問 47) (略)